

國學院大學學術情報リポジトリ

『貴族院議事速記録』における侯爵蜂須賀茂韶議員 (旧徳島藩主) の発言部分の方言性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学日本語教育研究会 公開日: 2025-07-02 キーワード (Ja): 『貴族院議事速記録』, 蜂須賀茂韶, 旧徳島藩主, ナンダ, シナラン キーワード (En): 作成者: 諸星, 美智直 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001733

『貴族院議事速記録』における侯爵蜂須賀茂韶議員 (旧徳島藩主) の発言部分の方言性

諸星美智直

【キーワード】 『貴族院議事速記録』 蜂須賀茂韶 旧徳島藩主 ナンダ ンナラン

1、はじめに

明治23年(1890)11月25日に招集された第1回帝国議会は貴族院・衆議院ともにすべての議事が速記によって口語のまま記録され、以来戦後の国会における衆議院・参議院に継承され、現在に至る。これにより日本の議会における124年に及ぶ議会の速記録が言語資料として利用することができ、語彙・語法にわたって史の変遷を分析することができる。議事速記録の言語資料としての資料価値、特にその問題点については諸星美智直(1986a)によって検討がなされているが、その言語資料としての限界を考慮した上で分析を加えれば近代共通語成立期における語彙・語法の検討にとって有益である。ことに『貴族院議事速記録』には旧公家華族・旧大名華族・維新華族も見られ、近代共通語の資料としてのみならず資料の少ないこれら階層の議員の方言性を検討する資料としても有益である。とりわけ初期の貴族院において貴族院議長を勤めて発言部分の多い旧徳島藩主で侯爵議員の蜂須賀茂韶(はちすか もちあき)の言語の特徴について検討を加える。

2、侯爵蜂須賀茂韶の言語経歴

蜂須賀氏は尾張の土豪であった家祖小六正勝が豊臣太閤秀吉の宿老として功を累ねて播磨竜野5万3千石を領し、四国攻めの行賞として長男家政に阿波一国を与えられ、慶長5年(1600)の関ヶ原戦役で東軍に与した至鎮が所領を安堵されて初代徳島藩主となり、近世期を通じて移封することなく阿波・淡路25万石を世襲して14代藩主蜂須賀茂韶に至って明治維新を迎えて華族となり侯爵に叙せられた。そのため徳島藩の家臣団の言語状況については阿波入国以来、次第に徳島方言による言語集団として醸成したことが推測されるが、証とすべき資料は極めて稀である。藩主蜂須賀氏の言語状況を解明し得る資料もまた、ほとんど見出しがたい。そこで維新後の帝国議会議事速記録における蜂須賀茂韶の発言部分の言語状況の考察によって旧藩主の言語状況の痕跡を探ろうとするのが本稿の目的である。

蜂須賀茂韶の言語経歴については、旧徳島藩士で洲本学問所教授を務めた岡田鴨里の『蜂須

賀家記』(1876)によれば、

今公名茂韶、小字氏太郎、大龍公第二子、弘化三年丙午八月八日、生于大名小路邸、母側室山村氏、堀内蔵頭直格家臣又市秀方養女、実彦根藩士山本運平頼徳女也、安政二年乙卯十一月、大龍公請幕府、立為世子、十二月、更称千松丸、万延元年庚申三月、昭徳公為加首服、賜偏諱、命曰茂韶、叙従四位上、任侍従兼淡路守、九月、公始帰国、文久元年辛酉九月、又如江戸、二年壬戌二月、幕府有命、以大龍公留江戸、使公代帰国、四月、公帰国、(下略)(巻之四、159~160頁)

とあり、弘化3年(1846)8月8日に江戸の大名小路の徳島藩上屋敷で13代藩主蜂須賀斉裕(大龍院)の第2子として生まれている。斉裕は第11代将軍徳川家斉の22男として江戸城で生まれている(母は側室の皆春院お八重の方)。母は斉裕の側室山村氏で、信濃国須坂藩主堀直格の家臣又市秀方の養女で実は近江国彦根藩士の山本運平頼徳の娘である。安政2年(1855)11月に世子となって幼名を千松丸に改め、万延元年(1860)3月に第14代将軍徳川家茂の偏諱を賜って茂韶と改め、任官して9月「公始帰国」とあるように初めて徳島に入国して、文久元年(1861)9月に江戸に出府している。これによれば蜂須賀茂韶は言語形成期を江戸で過ごしたと言えるが、その住する徳島藩邸が領国の徳島から出府して勤番で詰める徳島藩士による徳島方言の言語の島の状態であった可能性があるが詳らかにはしがたい。その後はしばしば徳島に帰国し、また幕末維新期の情勢によって京都にも滞在し、慶応4年(1868)1月6日の斉裕の急死によって家督を継いでいる。

維新後は明治5年(1872)に英国に留学し、明治15年(1882)駐フランス国特命全権公使(明治19年・1886まで)となり、スペイン・ポルトガル・スイス・ベルギー公使を兼務している。明治17年(1884)侯爵となり、その後東京府知事となり、明治23年(1890)侯爵議員(1918年まで終身)となり、明治24年(1891)から29年(1896)まで貴族院議長、明治29年から30年(1897)まで文部大臣を歴任している。大正7年(1918)2月10日に没している。

3、『貴族院議事速記録』における侯爵蜂須賀茂韶議員の言語と東西方言の対立事項

現代日本語の方言における中部地方を境界とする語法の東西の対立については、近世語においても口語資料で確認できる近世前期上方語(および後期上方語)と後期江戸語とで認められる。そこで、ここでは帝国議会議事速記録検索システム^(注1)を用いて『貴族院議事速記録』における蜂須賀茂韶の発言部分に見られる語法の東西方言の対立事項について検討を加える。なお、蜂須賀茂韶は上述のごとく文部大臣に任ぜられているので、その期間には衆議院で答弁することもあるので、本稿では衆議院における用例数も含めて用例数を示す。なお、諸星美智直(1986a)で指摘するように議事速記録における衆議院と貴族院との作成過程の独立性や速記者の派閥の相違が速記録に反映する可能性もあるが、これについては本稿では最小限触れるに止める。

まず断定の助動詞については、議会における発言なので多くの場合はデゴザリマス・デゴザ

ンスなどの敬体の断定表現を用いるので断定の助動詞だけで文を終止することは稀で、引用のト・逆接のガ・原因理由のカラなどの助詞を下接した場合に江戸語・東京語のダ（ダト 5 例・ダカラ 5 例・ダガ 1 例など）・ダラウ（ダラウト 6 例）が、

- (1) ○侯爵蜂須賀茂韶君 ……決シテ削除説ヲ出シタ人ガ動議ダト云フコトニハ参リマスマイト思ヒマス、（第 1 回・貴族院・15 号・明治 24 年 1 月 15 日、251 頁）
- (2) ○文部大臣（侯爵蜂須賀茂韶君） ……サリナガラ不完全ダカラ削ツテ仕舞ウト云フコトハ、ドウモ其論法ハ解シ兼ネル論法ト思フデゴザイマス、（第 10 回・衆議院・予算委員会総会・7 号・明治 30 年 1 月 31 日、57 頁）
- (3) ○侯爵蜂須賀茂韶君 ……又夫レカラツ申シテ置クノハ政府委員ノ只今申サレタ中ニシツカリ確メナシケレドモ月綴ニシテ送ルト云フヤウナ御言葉デアッタヤウダガ決シテ月綴デハナイノデ、原案ノ第六條ニアリマス通りニ登記目録ト云フモノハ毎年十二月三十一日最終ノ事件ノ後ニ終結ノ旨ヲ記シ云々トアリマスル、（第 1 回・貴族院・21 号・明治 24 年 2 月 2 日、351 頁）
- (4) ○侯爵蜂須賀茂韶君 ……万一此条ヲ削除スル方ニ御多数ニナツテハ実ニ此法案ト云フモノハ地ニ墮チテ仕舞フダラウト思フカラ甚ダ心配ニ堪ヘズ已ムヲ得ズ申上ゲマス、（第 1 回・貴族院・14 号・明治 24 年 1 月 13 日、231 頁）

のように見られるが、ダッタは見られない。一方で上方語的なギャも、

- (5) ○侯爵蜂須賀茂韶君 ……此様ナ訳デゴザリマスカラチョット考ヘレバ登記目録ハ不必要ギャト云フ説ナキニシモアラズデゴザリマスガ、矢張りナクテハドウモナラヌコトニナツテ来マス、（第 1 回・貴族院・19 号・明治 24 年 1 月 29 日、307 頁）

のようにギャが明治 24 年の第 1 回議会の貴族院本会議の 19 号（1 月 29 日）に 3 例、33 号（2 月 20 日）に 1 例の計 4 例見られる。江戸語における語法の実態が体系的に分析可能な初期に位置する明和期の咄本・洒落本において上方語的なギャ（ジャ）が衰退して東国語的なダと交替した過程については小田切良知（1943）以来研究の蓄積があり、一部に階層による使い分けとする指摘もあるが旗本勝惟寅の『夢酔独言』（天保 14・1843）のようにダを専用する口語資料からも江戸語における武家・町人ともにダの使用は圧倒的になり、東京語に引き継がれたと推測される。ことに、金田弘（1989）によれば幕府奥絵師の狩野晴川院の『公用日記』に蜂須賀茂韶の祖父にあたる十一代将軍徳川家斉のダ、十二代将軍家慶のダロウの使用が指摘されている。これらによれば江戸の徳島藩邸で言語形成期を過ごした蜂須賀茂韶はダ・ダロウの使用が基本的であり、旧幕時代の徳島藩士による徳島方言のジャの影響が偶発的に現れたと解することができよう。なお、幕末の京都で発生して周囲論的にジャの内側に分布するように使用範囲が拡大しているヤ・ヤラウは見られないようであるが、現時点では検索で正確な用例数は確認しがたい。

次に、ワア行五段（ハ行四段）動詞連用形の音便形については、促音便もウ音便もともに少なからず用いられ、ウ音便は検索システムによれば「ウ」表記・「フ」表記併せて、48 例（内訳はフテ 36 例・ウテ 2 例・フタ 9 例・ウタ 1 例）見られる。動詞の語彙によって促音便・ウ音

便の使用状況に相違があるが、多用される動詞では「云フ（言フ）」は促音便 11 例・ウ音便 20 例であるが、「仕舞フ」は促音便 14 例・ウ音便 0 例、「思フ」は促音便 8 例・ウ音便 2 例、「請フ」は促音便 0 例・ウ音便 9 例である。明治 20 年代の速記術については、衆議院の速記者を門下とともに勤めた若林珪蔵の『速記法要訣』（1886）、『速記術』（1893）によれば母音・半母音・父音（子音）によって各音節、清音・濁音の区別、長音・反音（撥音）・詰音（促音）の方法が示されており、速記者によって議員の発言を書き取る速字原稿の時点で促音の方法を用いて促音便、ウもしくは長音の方法を用いてウ音便を区別することは可能であるが、これとは別により早く速記するために省画符号も作られており、『速記法要訣』には「仕舞ッテ（タ）」「違ッテ」「向ッテ」「思ッテ」が示されており、速記の実例として掲げる福沢諭吉の演説では「云ッたら」「云ッテモ」が詰音（促音）で示されているが、反文の「逢フタ」に対して促音で速記された例（11 頁）も見られる。議事速記録は速記者の流派の相違や明治期以降の速記術の史的変遷の可能性もあるが、速字原稿の伝存の可能性は期待しがたいため分析が可能なのはあくまでも反文して印刷された議事速記録である。

- (6) ○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） ……成ルベクサウ云フコトニナルコトヲ議長ハ希望シテ居リマスガ併ナガラ規則ニ依ッテ発言者ガ尽スト云フノハ一人云ッテモ二人云ツテモ猶ホ三人云ッテモ又其後ニ云フ者ガアッテモ討論終局ノ動議ヲ出スコトハ出来スト云フコトハ此条ニ於テハ見エヌノデゴザリマス、（第 3 回・貴族院・6 号・明治 25 年 5 月 13 日、46 頁）
- (7) ○侯爵蜂須賀茂韶君 ……決シテ意見書ト云フモノハ政府ヘ送付シテ仕舞ッたら政府ニ任シテ仕舞ッタモノデハゴザリマセスト思フ、（第 1 回・貴族院・33 号・明治 24 年 2 月 20 日、516 頁）
- (8) ○侯爵蜂須賀茂韶君 ……特別法ト云フ字杯ハ其特別法ト云フ中ニ法律ヲ以テ出ス場合モアリ勅令ヲ以テ定メル場合モアツテ、特別法ト云フタレバ必ズ皆法律ニセ子バナラヌト云フコトモ是レモ決シテ本員ハサウデナイト云フテ反對ヲ致ス心得ハナイ、（第 1 回・貴族院・25 号・明治 24 年 2 月 9 日、420 頁）
- (9) ○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 勿論サウデゴザイマス、報告ト云フモノガ出タ以上、別ニ決議案モ上奏案モ議員ノ中カラ出ナイト云フトキニハ其報告ニ対シテ御異議ハナイモノト思フテ居ルノデス （第 9 回・貴族院・43 号・明治 29 年 3 月 26 日、633 頁）
- (10) ○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） ……是レハ即チ本院規則ノ六十八条ノ末項ニアリマスル通りノ訳デアリマスカラ御注意ヲ請フテ置キマス、第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス （第 4 回・貴族院・4 号・明治 25 年 12 月 10 日、48 頁）

これも小田切良知（1943）以来、江戸語の各種文献における実態調査の蓄積があり、小島俊夫（1965）、諸星美智直（1988）によって促音便の優勢の状況が指摘されているが、一方で資料によってはなおある程度のウ音便の使用が見られるとする飛田良文（1964）、古田東朔（1987）の指摘があり、明治期の東京語においてはウ音便がさらに衰退して促音便が圧倒的になったと推測される。これに対して国語調査委員会（1906）『国語法調査報告書』第 17 条の「波行四段ノ活用ヨリ、「て」「た」ニ続クルトキ」の音便形について、「徳島県」の項には「県下一般」

として第二例のウ音便が示されており（293 頁）、『口語法分布図』22 にも上方を始め徳島を含む西日本の広範囲に亘ってウ音便が分布しているところから、徳島藩士の徳島方言としてのウ音便の影響とも考えられるが、『貴族院議事速記録』には徳川宗家 16 代徳川家達の発言中にも、促音便とともにウ音便が、

- (11)○公爵徳川家達君 ……巡査ガ立ッテ居ル前デ酒ニ酔ウタ男ガ妙ナ歌ヲ唄ッテ通トカ、妙ナ顔ヲシタトカ云フヤウナコトデ巡査ガ腹ヲ立ツ、（第 16 回・貴族院・14 号・明治 35 年 2 月 20 日、204 頁）

のように見られるところから、近代の旧大名華族におけるウ音便の残影とも解することができるので、旧徳島藩士による徳島方言の影響のみであるとはいいがたいようである。

否定過去（打消過去）の助動詞について、検索システムによれば蜂須賀茂韶の発言中には、

- (12)○侯爵蜂須賀茂韶君 ……又夫レカラーツ申シテ置クノハ政府委員ノ只今申サレタ中ニシッカリ確メナンダケレドモ月綴ニシテ送ルト云フヤウナ御言葉デアッタヤウダガ決シテ月綴デハナイノデ、（第 1 回・貴族院・21 号・明治 24 年 2 月 2 日、351 頁）
- (13)○侯爵蜂須賀茂韶君 ……夫レデ特別委員ノ削除ニ同意ノ人ハ起立セナヌダラバ宜イノデアラウト存ジマスガ、チョット御伺イタシマス（第 1 回・貴族院・15 号・明治 24 年 1 月 15 日、253 頁）
- (14)○侯爵蜂須賀茂韶君 ……夫レデ発議者ハ何トモ申サレマセナンダケレドモ是レハドウカ決ノ採リ方ヲ議長ニ請フテ此第三ダケハ別ニ決ヲ採ッテ下サルヤウニデモ願ヒマセヌト第三条全体デ決ヲ採ラレタ時分ニ甚ダ起立ニ苦ムト本員ナドハ存ジマスカラ……（第 1 回・貴族院・7 号・明治 24 年 2 月 26 日、569 頁）
- (15)○文部大臣（侯爵蜂須賀茂韶君） 唯今ノ小室君ノ御質問ハ、前段申上ゲマシタ積デゴザイマシタケレドモ少シ弁ガ足リマセナンダカモ知レマセヌガ、今日ニ於キマシテハ、此規則ヲ以テ行フ積デゴザンス、（第 10 回・衆議院・20 号・明治 30 年 3 月 9 日、307 頁）

のようにナンダ・ナンダラが「ン」「ヌ」表記を併せて 12 例（内訳はマセナンダ 4 例・ナンダ 6 例・マセナヌダ 1 例・ナヌダラバ 1 例）見られるのに対して、

- (16)○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） チョット一言申シテ置キマスガ先刻三浦君ハ近衛公爵ガ昨日報告ヲサレタ時分ニハ定足数ニ足リナカッタト云フ御発言デアリマシタガ決シテサウ云フコトハゴザイマセヌ、（第 4 回・貴族院・41 号・明治 26 年 2 月 28 日、624 頁）

のようなナカッタは 2 例のみである。否定過去は現代語においては東西方言の対立事項になっているが、近世期には江戸語・上方語ともにナンダが用いられ、江戸語でナカッタが現れるのは遅く中村通夫（1937）によれば天保期以降であり、金田弘（1985）によれば否定にヌ系列を使用する階層ではナイ系列を使用する階層よりも遅れて使用されたと指摘されているが、明治期になり、口語資料の少ない時期を経て言文一致体小説が現れる明治 20 年代以降は東京語で急速にナカッタの使用が進んで貴族院・衆議院の議事速記録の作成の時期に至っており、全体的にはナカッタが使用されるなかで蜂須賀茂韶によるナンダの使用は特徴的である。

国語調査委員会（1906）『国語法調査報告書』第 31 条の「徳島県」の項には「県下一般」で動詞ヲ打消ニ形作ルニハ

「聞カヌ」 「聞カヌ」（デ）（ケレトモ） 「聞カズ」（バ）（ニ）（トモ）

「聞カネ」（バ） 「聞カナンダ」 「聞カイデ」

右ノ如ク用ヒ又打消ノ「ぬ」ハ「ン」と発音ス

尚「聞カネ」（バ）ヲ「聞カニャー」トモ発音ス （662 頁）

とあり、国語調査委員会（1906）『口語法分布図』8 のように明治期における徳島方言の否定過去は上方の多くの地域と同様にナンダである。議事速記録においては、徳島県で言語形成期を過ごした議員や大臣の発言部分にも、

(17)○（阿部興人君） ……遂ニ時間ニ間ニ合ヒマセヌデ、出席致シマセヌノミナラズ、欠席ノ御届モヨウセナンダ次第デ、從ツテ其日ノ議事ヲ親シク承ルコトヲ致シマセヌノモエライ遺憾デゴザイマス、（第 9 回・衆議院・委員会・2 号・明治 29 年 3 月 26 日、7 頁）

(18)○通信大臣（子爵芳川顕正君） ……當時ニ於キマシテハ電信ノ線条僅ニ六千余里ニ過ギナカッタノデアリマスガ、三十一年度ノ末ノ統計ニ徴シマスルト、二万千余里ノ多キニ上ツタノデアリマス、以前ニ較ベレバ殆ド三倍ニ達シテ居リマス、又十八年ニ於テ電信局ノ数ハ如何程デアッタカト見マスルト、僅ニ二百十五ニ過ギマセナンダガ、三十一年度ノ末ニ於テハ其数殆ド千百ニ達シテ、以前ノ割合ニ比シマスルト殆ド五倍ノ多キニ達シマシタノdeal、（第 14 回・衆議院・12 号・明治 33 年 1 月 18 日、206 頁）

のように見られる。このうち、阿波国板野郡に生まれて徳島藩士の家を嗣いで明治 3 年（1870）の庚午事変にも関わり、廃藩後に徳島県の役人・県会議員等を歴任して北海道開拓にも関わった衆議院議員の阿部興人（1845-1920）はナンダ 6 例、ナカッタ 6 例であるのに対して、阿波国麻植郡に生まれて医学・英学を学んで徳島藩士となり伊藤博文の知遇を得て明治政府に出仕し東京府知事や文部・司法・通信・内務大臣を歴任した芳川顕正（1842-1920）によるナンダの使用はこの 1 例のみで、ナカッタを 42 例用いており、ナンダの使用は寧ろ偶発的であるとも言えるが、他にヌカッタが 3 例見られる。二人とも明治期の東京語で大勢となっていたナカッタを使用しつつも徳島方言としてのナンダが現われたものと解することができよう。また、京都出身の旧公家華族議員やナンダが分布する地域で言語形成期を過ごした議員のみならず、江戸で言語形成期を過ごした旧幕臣や徳川宗家 16 代の公爵徳川家達の発言部分にも、ナカッタとともにナンダが、

(19)○国务大臣（子爵榎本武揚君） ……然ルニ其好結果ヲ見ルニ至ラザリシハ詰マル所前ニ申シマシタ如ク到底文明ノ社会ニ適用スベキ法典ガマダ出来上ッテ居ラナンダ故ニ締盟各国政府ハ領事裁判ノ撤去ヲ容易ニ承諾致シマセナンダ、（第 3 回・貴族院・11 号・明治 25 年 5 月 26 日、100 頁）

(20)○議長（公爵徳川家達君） 議長ハ午前十一時、今朝全会一致ヲ以テ議決セラレマシタ奉答書ヲ携ヘマシテ参内イタシマシタ、本日ハ 陛下ニハ輕微ナル御不例ノ為ニ出御ハアラセラレマセナンダ、（第 42 回・貴族院・1 号・大正 8 年 12 月 27 日、18 頁）

のように用いられている。例(19)の榎本武揚（1836-1908）は江戸の下谷御徒町の三味線堀の組

屋敷に生まれ、戊辰戦争では旧幕府艦隊を率いて五稜郭まで戦い降伏後に明治政府に出仕して通信・文部・外務・農商務大臣等を歴任しており、ナンダ8例に対してナカッタは3例である。例(20)の徳川家達(1863-1940)は江戸城の田安家に生まれ徳川宗家16代を嗣いで静岡藩主・知藩事を経て廃藩置県後は東京に戻り、明治36年(1903)から31年に亘って貴族院議長を勤めているが、ナンダはすべて敬体のマセナンダが17例に対してナカッタは6例である。因みに、徳川氏の一族では家達以外はナカッタのみでナンダの使用は見られないが、これは江戸語以来のナンダが東京語において衰退したことを反映すると解せられる。なお、敬体のマセナンダに対してマセナカッタは蜂須賀茂韶も徳川家達も用いていないが、検索システムによれば貴族院・衆議院ともに少なからぬ議員によって使用されている。また、過去否定を表現する形式としては、蜂須賀茂韶に2例見られる、

(21)○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) ……其所マデ言葉ガ足りマセヌデゴザリマシタカラ今朝ノ宣告ノ足ラザル所ヲ唯今補ヒ置キマス、(第2回・貴族院・1号・明治24年11月27日、8頁)

のようなマセヌデゴザリマシタや、1例見られるマセンデシタがあり、これらを用いることも可能であるなかでマセナンダを用いたということもできよう。いずれにしても、江戸語・東京語におけるナンダとナカッタとの盛衰を考慮すると、蜂須賀茂韶によるナンダの多用は、江戸語以来のナンダの使用の残滓とも、蜂須賀茂韶の周囲の徳島藩士の徳島方言におけるナンダ使用の影響とも解せられ、そのいずれであるか俄には判断しがたいといわざるをえないようである。

4、『貴族院議事速記録』における侯爵蜂須賀茂韶議員の当為表現

一方で、否定を二度用いる複合辞である当為表現は近世から近代にかけて多様な形式を派生させつつ東京語における有力な形式に収斂されて現代共通語に至っている。江戸語・東京語における当為表現の諸形式の盛衰・史的変遷については田中章夫(1967)を嚆矢として、諸星美智直(1986a)(1986b)、湯浅彩央(2019)など実態調査による多くの研究の蓄積があるが、諸星美智直(1986a)では第1回議会の半期における貴族院・衆議院議事速記録における当為表現の使用状況を調査して、貴族院・衆議院の両院ともにナケレバナラヌとそれに次ぐネバナラヌが圧倒的多数を占めながらそれだけでなく田中章夫(1967)の指摘する明治期特有で大正期に急速に衰退したヌ(ン)ケレバナラヌ・などの貴重な形式が見られることを指摘している。諸星美智直(1986a)ではまた、速字原稿の段階で当為表現を1字1音で表記することができる一方で、特に若林珅珅蔵を中心に省画符号(略記号)の工夫が積極的になされ、「ケレバ」「ナリマセン」「ナラン」が省画符号で書き取られた可能性も指摘している。また、議事速記録において「ヌ」「ン」と表記される否定の助動詞の音価は議員による発言の段階で/nu/と/n/の両方とも可能性があり、速字原稿の段階で正確に書き分けていたのか、さらに反文の段階で忠実に「ヌ」「ン」のいずれかに区別して表記したのかについては判別することは容易ではない。これもあくまでも印刷された議事速記録における使用状況を検討することになる。その上で検

索システムを用いて蜂須賀茂韶の当為表現について検討すると、

- (22)○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 暫ク御待下サイ、一応申上ゲテ置カナケレバナラス、全ク此発言ト云フモノハ議長ト呼ンダ人ノ順序ニ依ッテ発言ヲ許サナケレバナリマセヌ、是ガ混雑シテハ整理ニ差間ヲ生ジマスカラ夫レ故此順序ニ依ッテ参ラ子バナリマセヌ、唯今政府委員ガ発言ヲ求メラレタ其前ニ起立シタ者ガナケレバ許シマスガ、引続イテ議長ト呼ンダ人ガアレバ其順序ニ従ハ子バナリマセヌカラ……其質問ガ終リマシタニ依ッテ白根君ニ発言ヲ御許シ申シタコトデアリマス、此段御承知ヲ請ヒマス、（第3回・貴族院・8号・明治25年5月16日、62頁）
- (23)○侯爵蜂須賀茂韶君 ……ケレドモ此貴族院ニ於テ仮令四日ニセヨ五日ニセヨ之ヲ審査シ且ツ議決スルト云フ日数ガ未ダ余ッテ居ル以上ハ審査シテ議決スル手續ヲ致サ子バナラスコトハ義務トシテセ子バナルマイト本員ナドハ考ヘル、（第1回・貴族院・41号・明治24年3月3日・631頁）
- (24)○侯爵蜂須賀茂韶君 ……他ノ条ニ参ッテモ時間ト云フモノハ定メテアルカラ矢張り時間ヲ定メ子バイカナイ、（第1回・貴族院・23号・明治24年2月4日、370頁）
- (25)○侯爵蜂須賀茂韶君 ……偕段々反対論者ノ御説モゴザンシタガ、其中ニ就テ最モ弁ジテ置カニャナラスト存ジマスルノハ此議院ト云フモノハ往キ止リデアル、（第1回・貴族院・34号・明治24年2月21日、534頁）
- (26)○侯爵蜂須賀茂韶君 ……即チ第三章ノ届出事件第九節ノ「後見禁治産」ト「自治産仮管理」トノ間ニ准禁治産ノ四字ガ這入ラヌケレバナリマセヌ、（第1回・貴族院・24号・明治24年2月5日、401頁）
- (27)○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 少数デゴザイマス、次ニ原案ノ決ヲ採リマスノデゴザイマスガ此条ハ原案第六条デゴザイマスガ、是レハ自然ノ結果デ第五條ニナラヌケレバナラスノデゴザイマスルカラ、一々ニ決ヲ採リマセズ斯ノ如キコトハアトデ条ヲ直シテモ原案ニ差響ハナイモノト御承知ヲ請ヒマス、（第2回・貴族院・15号・明治25年5月31日、179頁）

のように多様な形式が見られる。これらは江戸語・東京語においても多用されている当為表現であり、(22)のように前項に江戸語・東京語的なナイ系列のナケレバが見られるが、(22)

(23)(24)のようなズ・ヌ系列のネ（子）バも多い。また、少数ではあるが(25)のように前項がヌ系列の融合形ニャも2例見られる。例(24)のように後項にイカヌを用いた例も1例見られる。(26)(27)は前項に田中章夫（1967）の指摘する明治期特有のヌ（ン）ケレバを用いた当為表現で、5例見られる。

一方で、江戸語・東京語における当為表現としては極めて稀なンナラン（「ン」を「ヌ」と表記する例も多い）が、

- (28)○侯爵蜂須賀茂韶君 ……去リナガラ正則通り仮令一時間半ガ二時間カ、ラウガ投票選舉ハ正則ニ依ランナラスト云フ御衆論デアレバ決シテ本員ナドハ異論ハ唱ヘル心底ハゴザリマセヌガ……（第1回・貴族院・4号・明治23年12月15日、54頁）
- (29)○侯爵蜂須賀茂韶君 ……必ズ何デモ多ク法律ニセ子バナラス、是レモ法律、彼レモ法

律ト是非法律ニ何モカモセ子バナラスト云フコトハアリマセヌ、事柄ニ依レバ命令ニセ
ンナラスコトモ種々アリマセウト思ヒマスル、(第1回・貴族院・25号・明治24年2月
9日、421頁)

(30)○国務大臣(侯爵蜂須賀茂韶君) ……果シテサウ云フコトデゴザイマスレバ、先ヅ事
情ヲ一応申述ベテ置キマセンナラスト存ジマス、(第10回・貴族院・12号・明治30年
3月14日、19頁)

(31)○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 併ナガラ是レハドウモサウ云フ御議論ガ出レバ尚ホ確メ
テ置カスナリマセヌガ、一ノ委員ニ付スルト云フ動議ガ已ニ出テ居ッテ……成ル程其直
グ以前ニ小笠原子爵カラ討論終局ノ動議ガ出マシタ、(第8回・貴族院・24号 明治28
年2月14日、319頁)

のように見られる。検索システムによれば蜂須賀茂韶の発言部分には表記別にヌナラス6例、
ンナラス5例、マセンナラス1例・ヌナリマセヌ1例が見られる^(注2)。ンナランは江戸語・東
京語における当為表現では極めて稀で^(注3)、戯作に見られる場合は上方の方言を以て描写した
人物の会話文に見られる上方語的な当為表現であり、近世の徳島方言には口語資料が極めて稀
であるが、議事速記録では、徳島県出身の議員・大臣の発言中にも、

(32)○国務大臣(子爵芳川顕正君) ……郵便事業ノ如キハ文明ノ発達ヲ助クル一大利器デ
アルノデアルカラ成ルタケ政府ハソレ等ノモノハ賃銀ヲ低減シテ汎ク公衆ノ便益ヲ図ラ
ンナラスト云フコトハ各国共ニ執ッテ居ル所デアリマシテ我政府ニモ斯クシナケレバナ
ラスト思フテ居ルノデアリマス、(第21回・貴族院・24号、明治32年2月13日、355
頁)

のようにンナランが見られる。芳川顕正は表記別にヌナラス3例・ンナラス7例、阿部興人は
表記別にンナラス2例・ヌナリマセヌ1例を用いている。当為表現のンナラスは江戸語として
は認めがたいので領国徳島や勤番で江戸藩邸に詰める徳島藩士の徳島方言の影響と考えられ
る。『方言文法全国地図』208図によれば徳島県では徳島市にンナラン・ナナランが分布してい
るがより広くナイカン・ニャアイカンが分布しており、ナンダライカンも見られる。徳島藩家
老稲田氏が洲本城代として支配した淡路島にはンナラン・ナナラン・ナイカンのほかに北部に
近畿地方に分布するナアカンが見られるが検索システムによれば蜂須賀茂韶・芳川顕正・阿部
興人ともにンナラン(ヌナラス)以外の形式は見られない。

また、検索システムによれば議事速記録では貴族院・衆議院ともに近畿・中国・四国地方な
どのンナランを使用する地域出身の議員に多く使用され、醍醐忠順・近衛篤磨・正親町実正・
萬里小路通房・二条基弘・坊城俊章などの旧公家華族の議員にも多いが、東京移住後の世代交
代とともにンナランの使用は明治末期以降通減している。一方で、旧大名華族の議員では蜂須
賀茂韶以外は使用が少なく、堀田正養(ヌナラス2例・ンナラス1例)・鍋島直彬(ヌナラス
1例・ンナラス1例)・柳沢保恵(ヌナラス1例・ンナラス1例)などに僅かに見られるが<sup>(注
4)</sup>、徳川宗家16代の徳川家達には見られない。旧幕臣の榎本武揚(ヌナラス1例)・島田三郎
(ンナラス2例)・高木正年(ヌナラス4例・ンナラス5例)や、旧会津藩士の山川浩(ヌナ
ラス4例)・山川健次郎(ヌナラス2例・ンナラス8例)、旧弘前藩士の工藤行幹(ヌナラス

3 例・ンナラヌ 1 例) の発言部分にも他の当為表現に混って、

(33)○農商務大臣 (子爵榎本武揚君) ……勿論自分ガ篤ト知ッテ居ラヌナラヌデスケレドモ、ドウモ多務ノコトデアリマスカラ、専ラ此事ニ就イテ此両三日研究シタト云フ訳デアリマセヌカラ、(第 10 回・衆議院・森林法案審査特別委員会 5 号、明治 30 年 3 月 2 日、60 頁)

(34)○工藤行幹君 (百十番) ……或ハ河川法案ノ如キ、七十条モアルノヲ三日カ四日ニヤラ^ンナラヌトカ、民法ノ如キモ早クヤラナケレバナラヌトカ、総テ増税法案ノ如キデモ、皆政府ハ極至急ヲ要シテ此議場ニ諮ッテアルノdeal、(第 9 回・衆議院・36 号・明治 29 年 3 月 12 日、543 頁)

のようにンナランが見られる。『方言文法全国地図』208 図によれば、青森県のうち、帝国議会で「緊急動議」を「ちんちうどおぎ」と発音する^(注5)ことで知られた工藤行幹^(注6)が言語形成期を過ごした旧弘前藩領に相当する地域にネバマエネ、県西部から下北半島にかけてネバナナナイ・ネバナイが分布しているがンナランは見られない。ただ、福島県のうち旧会津藩領・南山御蔵入領(預地)に相当する会津若松市から県西部にかけて前項にンを用いるンナラナイがニャアナラナイ・ネーナラナイとともに分布しており、ンナランとの関連を想定することもできよう。江戸および東日本を言語形成地とする議員による使用を偶発的な例外と考えるべきか江戸語・東京語および東日本の方言においても僅かながら使用されたと解すべきであるかについてはなお後段に俟ちたい。

なお、近世期の徳島藩領において口語性が反映する資料としては、文政 2 年(1819)に徳島藩主の巡行の費用の賦課に抗して仁宇谷五十八箇村の農民 3000 人が那賀川流域の阿井の河原に集結した仁宇谷一揆の記録である『文政貳年五月末仁宇谷村々分荒々覚書』(湯浅家文書)がある。一揆に加わらなかった木頭村の庄屋であった湯浅家に襲蔵された文書で後半が欠落しているため文書中に「私」とある記録者が詳らかではないが、内容からして木頭村の庄屋であった湯浅八郎太もしくはその嫡子で文政五年に庄屋役を仰せ付けられる湯浅重次郎と推測される。当為表現としては、農民の会話文に、

(35)百姓新右衛門申様先達而之割符銀外村々出揃たれば出くれと政所へ申しこざりました御手元より拝宮村が出よつて取立之しやまニ成ル出せなしやつた夫々御渡しも被成レます只今ニ而ハ政所取替へん^{ならん}義理なつて居ます夫ハ左様こざりしやふけれと指戻スへき道理リニ成りましたれば只今ニ而も渡します只今御渡し被成受取ましやう (拝宮村肝煎安太郎後見文次親百姓新右衛門→私)

(36)一清左衛門廿五日之朝参り川長之年寄より割符帳■■■御無心■■■申上ます先達而願申出ました郡割符も壹年増しニ増と御願申内方から小切も参り候得共皆々ござりませんけれハ又いら^んならん時ハ其節ハ日延申御手元之割符帳御無心申してもらく■■■■■(「でハござり」を抹消)と存ますけれど申出事じやニよつて乍御苦勞御出被成れて被遣せ(木頭村百姓清左衛門→私)

のようにンナランが 2 例見られることから、ンナランは近世期以来の徳島方言の当為表現であるといえよう。

5、おわりに

以上のように『貴族院議事速記録』における旧徳島藩主である蜂須賀茂韶の発言部分の言語の方言性を検討した結果、東西方言の対立項目のうち、西日本に広く分布する語法である断定の助動詞ヂャ、ワ行五段動詞連用形のウ音便、否定過去の動詞ナンダの使用は見られるが、これらの項目は江戸語・東京語の史的変遷の過程で江戸期に見られるため決定的とはいえない。これに対して当為表現は多様な形式が見られるなかで上方語および徳島方言に見られ江戸語・東京語では極めて稀なンナランを使用しており、これは特徴的な傾向であるといえる。

昭和期に提唱された言語形成期（地）の概念を当てはめればそれは「江戸」となるが、藩主の若君・世子として過ごしたことを考慮に入れば、江戸の町人社会と交わっての言語形成地ではなく、「江戸の大名小路の徳島藩上屋敷」に限定して考えるべきである。さらに議事速記録における蜂須賀茂韶の言語の状況から、徳島藩江戸藩邸のうち、藩主夫人などの家族・奥女中の生活する奥向を除いて少なくとも長屋や表の御殿などの徳島藩士が生活・勤番する範囲は徳島方言による「言語の島」の状態であったことが推測されるのではないかと考えられる。

注

- (1) 帝国議会議事速記録検索システムは国立国会図書館によって令和6年（2024）8月24日に、明治23（1890）年11月から昭和20（1945）年8月までの帝国議会の本会議・委員会の速記録の本文テキストデータが公開されたことにより、帝国議会の全期間（明治23（1890）年11月～昭和22（1947）年3月）の速記録の全文検索と本文のテキスト表示が可能となった。ただし、検索システムの「お知らせ」によると、「人手による校正を行った戦後期分と異なり、OCR（光学的文字認識）処理による文字の認識間違い（誤字・脱字）や、認識不能を意味する「＝（ゲタ文字）」があります。そのため、検索や表示が正確に行えない場合があるほか、発言者名や発言単位の切り分けが不正確である箇所があります。これらについては、公開後も引き続きデータ整備を進めてまいります。」とあるように、本文テキストの不正確性によって正確な用例検索ができない可能性があるため、本稿で用例数を示す場合、閲覧・検索時点において確認できる用例数ということになり、本誌発行後の時点での再確認の際に用例数が異なる可能性がある。
- (2) 後項の否定の助動詞が活用する可能性を考慮して「ヌナラ」「ヌナリマ」「ンナラ」「ンナリマ」で検索した。
- (3) 湯浅彩央（2019）31頁によれば江戸語資料におけるンナラヌ（ン）の話者は上方語話者であり、97頁では上方語資料における用例について言及している。
- (4) 旧大名華族は、藩によって家臣団の言語状況が相違していた可能性があり、貴族院議員である当主の言語形成地も個々に慎重に検討を加えた上で方言性を分析する必要がある

ので本稿では言語量の面からも蜂須賀茂韶に絞って考察を加え、他の旧大名華族については今後の課題とする。

- (5)『速記彙報』58冊(1895)所収「帝国議会特別語集」に「ちんちうどおぎ(緊急動議)」とあるが、議事速記録では漢字で表記されるため方言の発音は反映しないが有名であったようで、小林好日(1944)『東北の方言』(三省堂)にもキが口蓋化してチのような発音になる現象について「明治時代に宮城県選出の工藤行幹といふ代議士があり、緊急動議をチンキュー・ドーギ(恐らくキューも口蓋化してチューであったらう)と云ったことから、珍急博士と綽名されたことは有名な話であつた。」(84頁)と言及している。
- (6)『新選代議士列伝』(1902、金港堂)、東奥日報社編(1933)『青森県人名録』(東奥日報社発行)によれば、弘前の鷹匠町に弘前藩士櫛引錯斎(儀三郎)の子として生まれ、同藩士工藤家を嗣いで藩学稽古館に学んでいる。「維新の際藩命を帯び京都に大阪に江戸奥羽の間に奔走」し、また「明治二年民部省土木権少祐に任ぜられ同六年三重県大属となり同十一年職を辞して故山に帰り」(新選代議士列伝 194頁)のようにンナランが行われていた可能性のある地域での滞在歴も僅かながらある。

参考文献

- 伊藤孝行(2003)「『帝国議会衆議院議事速記録』に於ける東北地方出身議員の可能表現」『国学院雑誌』104巻7号
- 岡田鴨里(1876)『蜂須賀家記』出版人・伊吹直亮 (デジタルコレクション)
- 小田切良知(1943)「明和期江戸語について—その上方向の衰退—」『国語と国文学』20巻8・9・10号
- 金田弘(1985)「「なかった」考」『国語と国文学』62巻5号
- 金田弘(1989)「武士の言葉」『武蔵野文学』36
- 神田寿美子(1962)「言文一致史上における速記演説文の研究」『東京女子大学日本文学』19号
- 木沢村誌編纂委員会(1976)『木沢村誌』徳島県那賀郡木沢村
- 国語調査委員会(1906)『口語法調査報告書』国書刊行会の復刻版(1986発行)による。
- 小島俊夫(1965)「後期江戸語におけるハ行四段動詞の音便形について—人情本・滑稽本などを資料として—」『国語学』62集
- 宋静恵(1994)「歌舞伎脚本におけるハ行四段活用動詞の音便形について—黙阿弥の世話物を中心に—」『東北大学文学部日本語学科論集』4
- 武部良明(1942)『日本速記方式発達史』日本書房
- 田中章夫(1967)「江戸語・東京語における当為表現の変遷」『国語と国文学』44巻4号
- 田中章夫(1969)「近代東京語の当為表現」『佐伯梅友博士古稀記念国語学論集』表現社
- 田中章夫(1977)「近代語における複合辞的表現の発達」『松村明教授還暦記念国語学と国語史』明治書院
- 寺川みち子(1984)「尾張方言の当為表現—ンナランとナカン—」『徳島文理大学文学論叢』1号
- 寺田洋枝(1996)「江戸語におけるハ行四段動詞連用形の音便形について—江戸本を資料として—」

- 一」『国学院大学大学院紀要 文学研究科』27 輯
中村通夫（1937）「「なんだ」となかった」『学苑』5 卷 2 号（『東京語の性格』（1948・川田書房）所収）
林茂淳（1885）『速記術大要』興文社
飛田良文（1964）「和英語林集成におけるハ行四段活用動詞の音便形」『国語学』56 集、後に飛田良文（1992）『東京語成立史の研究』（東京堂）に「ワア行五段活用動詞のウ音便形と促音便形」として改稿して所収。
古田東朔（1987）「『東海道四谷怪談』において上方風の言葉遣いをする人たち」『近代語研究』7 集 武蔵野書院
墨堤隠士（1902）『大臣の書生時代』大学館（デジタルコレクション）
前田桂子（1993）「江戸嚢本におけるハ行四段動詞の音便形」『島大國文』（島根大学国文会）21
森重幸（1989）「近世末期の木頭方言について—『阿波国漫遊記』より—」『徳島大学国語国文学』2 号
諸星美智直（1986a）「国語資料としての帝国議会議事速記録—当為表現の場合—」『国学院大学大学院紀要』17 輯 国学院大学大学院
諸星美智直（1986 b）「洒落本に描かれた武家客の打消表現について」『国学院雑誌』87 卷 12 号（後に諸星美智直（2004）に所収）
諸星美智直（1988）「洒落本に描かれた武家客のワア行五段活用動詞連用形の音便について」『徳島文理大学研究紀要』35 号（後に諸星美智直（2004）に所収）
諸星美智直（2004）『近世武家言葉の研究』清文堂
矢島正浩（2013）『上方・大阪語における条件表現の史的研究』笠間書院
湯浅彩央（2019）『近代日本語の当為表現』武蔵野書院
若林珪蔵（1893）『速記術』速記法研究会
若林珪蔵（1886）『速記法要訣』速記法研究会

国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/>

帝国議会議録検索システム

<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/>

徳島県立文書館（2000）「文書館開館十周年記念特別展 北海道開拓と徳島の人びと」

<https://archive.bunmori.tokushima.jp/images/kakotenzi/pdf/kikakuten20.pdf>

—国学院大学教授—